

労働災害防止チェックリスト

本社・本部用

項目	. . . x
1 経営トップの決意を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子を配布する等の方法により全社的に周知していますか。	
2 全社的にリスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施し、実施結果に基づくリスク低減対策を講じていますか。	
3 傘下の工場・工事現場・店舗・施設等（以下「傘下事業場」と言う。）における労働災害の発生状況を把握・分析し、リスク低減対策の効果及び残留リスクへの対応について検討を行っていますか。	
4 機械の掃除・給油・検査・修理又は調整等の非正常作業を含む作業マニュアルについて、災害防止に係る具体的な項目を定め、残留リスクに十分対応できるもの（以下「安全作業マニュアル」と言う。）を作成し、傘下事業場及び協力業者等関連事業者に周知していますか。	
5 危険箇所に係る注意喚起及び安全対策について、掲示や小冊子の配布など、従業員に分かりやすく周知するための取組（「見える化」等）を全社的に実施していますか。	
6 次の～の項目のうちから、傘下事業場で実施すべき安全衛生活動を定め、取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、計画的な教育の実施等の支援を行っていますか。 「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害防止に向けた機械設備の動力伝導部（回転軸、歯車、プーリー、ベルト等）への安全カバー等の設置及び安全柵等の設置による稼働範囲の隔離等 開閉式のカバーや柵についてはリミットスイッチを設けること。 機械の掃除・給油・検査・修理又は調整等の非正常作業を行う際の機械の運転停止の厳守 「転倒・腰痛」災害防止に向けた4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ、台車等の障害物等災害原因の除去及び作業スペース、安全通路の維持確保 高所作業時の「墜落・転落」災害防止に向けた、手すり等のある安全な作業床の設置、開口部の養生、安全な構造のはしご・脚立の使用 荷役作業時における5大災害（「墜落・転落」「荷崩れ」「フォークリフト使用時」「トラックの無人暴走」「トラックの後退時」）対策の推進 関係ガイドラインや安全作業マニュアルの労働者への周知 KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上及びヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去 危険箇所及び安全対策の表示による危険の「見える化」 機械設備に係る作業による作業開始前点検の徹底 工場長・現場代理人・店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施 朝礼等での安全意識の啓発 災害防止（熱中症対策を含む）に有効な保護帽、安全带、作業服、切創防止手袋、安全靴、介護機器・用具等の導入及び使用の推進 熱中症予防のための休憩場所・休憩時間、補給用の水分・塩分の確保及び有効活用	
7 傘下事業場における安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全推進者、衛生推進者等）の配置及び職務の遂行状況を確認していますか。	
8 全社的に安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	
9 管理監督者、職長、一般作業員、短時間労働者、派遣労働者等の職制や従業務に応じた安全衛生教育を実施していますか。	
10 傘下事業場に対し、災害防止（熱中症対策を含む）に有効な保護帽、用具等を配備していますか。	
11 本社・本部、エリアマネージャー等による傘下事業場に対する監査等において、安全衛生に関するチェック項目を明らかにした上で、危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止に係る指導を実施していますか。	
12 傘下事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況の把握及び必要な指導等を行っていますか。	
13 傘下事業場における健康診断及び事後措置、長時間労働を行かせた労働者に対する面接指導等、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	

労働災害防止チェックリスト

工場・工事現場・店舗・施設等用

項目		
1	安全衛生担当者（安全管理者、衛生管理者、安全推進者、衛生推進者等）を配置し、職務を遂行させていますか。	
2	「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害防止に向けた機械設備の動力伝導部（回転軸、歯車、プーリー、ベルト等）への安全カバー等を設置していますか。また、開閉式のカバーについてはリミットスイッチを設けていますか。	
	機械設備の稼働範囲における危険防止のため、安全柵等の設置による稼働範囲の隔離等を行っていますか。また、開閉式的安全柵等についてはリミットスイッチを設けていますか。	
3	機械の掃除・給油・検査・修理又は調整等の非常作業を行う際に、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」等の災害防止のため、機械の運転を停止していますか。	
	非常作業中に、他の労働者が機械を運転しないよう、起動装置を施錠する、「作業中である」旨掲示する等の措置を講じていますか。	
4	「転倒・腰痛」災害防止のため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、床面の水濡れ、油汚れ、台車等の障害物等災害原因の除去を行っていますか。	
	労働者が、安全に作業を行うことのできる作業スペース及び安全に通行できる通路を確保するとともに、常時安全な状態を維持していますか。	
5	高所作業における「墜落・転落」災害防止のため、作業床を設置し、作業床の端部に墜落防止用の手すり等を設けていますか。	
	開口部については、囲いを設ける等により養生していますか。	
	はしご・脚立の使用に当たっては、安全な構造のものを、滑動・転倒防止対策を講じた上で正しく使用していますか。	
	保護帽・ハーネス・安全带等を導入し、使用状況を管理していますか。	
6	荷役作業における「墜落・転落」災害防止のため、作業指揮者の配置（作業者が複数いる場合）、安全な作業床の設置、保護帽・安全带・防滑性のある安全靴の導入及び使用状況の管理を行っていますか。	
	荷崩れ、積荷の落下等による災害防止のため、積降し担当者が安全に積降しを行えるよう配慮した積付けを行っていますか。	
	フォークリフト使用時における災害防止のため、労働者や協力業者に対し、安全運転の遵守や用途外使用の禁止等、各事業場で定められたルールの周知徹底を行っていますか。	
	トラックを降車する際は、逸走防止措置（「パーキングブレーキ エンジン停止 ギアロック 輪止め」の4点セット）を実施していますか。	
	トラックを後退させる際に、後方の安全確認を徹底していますか。また、誘導者を配置する際は、ドライバーが目視できる位置で誘導させていますか。	
7	関係ガイドラインや安全作業マニュアルの労働者への周知	
8	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上及びヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	
9	危険箇所及び安全対策の表示による危険の「見える化」	
10	機械設備について、作業者による作業開始前点検を実施していますか。	
	工場長・現場代理人・店長・施設長・安全衛生担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	
11	朝礼や休憩所における掲示等による安全意識の啓発を実施していますか。	
12	災害防止（熱中症対策を含む）に有効な作業服、切創防止手袋、安全靴、介護機器・用具等を導入し、使用状況を管理していますか。	
13	熱中症予防のための休憩場所・休憩時間、補給用の水分・塩分を確保し、有効に活用していますか。	